

5-3. 扶養親族の特別認定

H29. 5現在

人事給与システム 提出書類	新規		更新 6-7月					取消			備考		
	親	子	22歳以上で大学・大学院・	各種学校に在学している者	無職・無収入（家事従事者）	パート・アルバイト等	年金・障害年金・恩給受給者	事業・農業・不動産等の収入	就職	結婚		収入増等	
◆ 被扶養者申告書	○	○							○	○	○		
◆ 被扶養者特別認定更新申請書	○	○	○	○	○	○	○						
所得証明書	○	○	○	○	○	○	○						
被扶養者収入状況報告書	●	●	●	●	○	●	●					パート・アルバイト等の収入がある場合	
◆ 仕送り状況確認書	●	●	●	●	●	●	●					別居の場合	
住民票（世帯全員）				●	●	●	●					3親等以外の親族の更新の場合	
無職を証明する書類				○								退職辞令の写等、第三者の証明	
雇用契約書の写又は給与支払明細書の写（直近3か月）	●	●	●		○	●	●				●	所得証明書の給与収入がある場合	
年金・恩給改定通知書の写	●					○					●	扶助料・障害年金・遺族年金の受給者も写を提出	
確定申告書及び収支内訳書の写	●					●	○						
組合員及び配偶者の源泉徴収票の写	●	●	●	●	●	●	●						夫婦共同扶養に該当する場合
就職年月日を確認できる書類								○					健康保険証の写し、就職証明書または辞令の写し等
戸籍謄本又は抄本	○	○								○			子の認定の場合は子の抄本、親の認定の場合は親の抄本と組合員本人の抄本が必要

- * ◆については、人事給与システムから用紙を出力し使用するもの
- * ○については、必ず提出 ●については、被扶養者の状況に応じて提出
- * 事業、農業、不動産等の収入がある者は、所得証明書に確定申告書及び収支内訳書の写しを添付
- * 父母のどちらかを扶養するときは、父母とも所得証明書等の添付をする
- * 提出は、すべて **共済組合岐阜支部** へ直送する